

令和6年4月25日

## 質疑回答書

世田谷区

世田谷区学校改築に係る標準設計仕様書改訂等支援業務委託事業者選定プロポーザルに関する質問について、下記のとおり回答いたします。

担当 世田谷区教育委員会事務局  
教育政策・生涯学習部 教育環境課

No.	質問	回答
1	【説明書 P.4「11. 提案書作成要領】 1次提案資料は、実績の確認資料も含まれるため、二つ穴の A4 ファイルに綴じて提出してもよろしいでしょうか。	よろしいです。
2	【仕様書 P.1「4. 委託内容】 庁内(部課長級、副区長等)への説明支援は業務に含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	所管ヒアリングや打合せに部課長級が同席する場合の説明支援は業務に含まれますが、副区長への説明支援は業務に含まれません。
3	【仕様書 P.3「7. 権利の帰属】 成果品等について「権利は、世田谷区に帰属する」とありますが、受託者の企業ノウハウ保護の観点から「所有権は世田谷区、著作権は受託者に帰属する。ただし受託者は著作者人格権を行使しない。」とする事は可能でしょうか。	成果物の所有権は世田谷区に帰属します。著作権の取り扱いについては協議可能とします。なお、成果物は複製、公表、改訂等を想定していません。
4	【様式4「3. 事業者(事務所)の体制(技術職員数・資格)】 技術系職員数とは、同表内に記載された有資格者以外も含めた人数でよろしいでしょうか。	よろしいです。
5	【説明書 P.2「4. 参加資格(5)②】 参加資格となる業務実績は、基本設計のみ又は実施設計のみの実績としてもよろしいでしょうか。	よろしいです。

No.	質問	回答
6	<p>【説明書 P.2「5. 業務実施上の条件(2)」】            建築コスト管理分野の主任技術者は、建築(総合)分野の技術者として、設計・コストコントロールを行った実績のある技術者を配置してよろしいでしょうか。</p>	<p>参加資格を満たしていれば問題ありません。</p>
7	<p>【説明書 P.2「5. 業務実施上の条件(1)」】            管理技術者と建築(総合)主任技術者を兼務した場合、一次審査における評価項目において、建築(総合)主任技術者の評価点が評点なしとなるのでしょうか。</p>	<p>評点なしとはなりません。</p>
8	<p>【仕様書 P.4「11. 留意事項(6)」】            本業務の主要部分については、再委託することはできないとありますが、電気設備、機械設備、建築コスト管理の各分野を協力事務所に再委託することは可能でしょうか。</p>	<p>再委託又は協力先及びその理由を事前に区担当課へ説明し、承諾を得ることで可能とします。</p>
9	<p>【説明書 P.6「11. 提案書作成要領(6)」】            参考見積書については、プロポーザルの評価対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりですが、提案限度額以内である必要があります。</p>